

# 住民監査請求書

平成22年3月11日

福井県監査委員 殿

請求人代理人弁護士 坪 田 康 男

同 湯 川 二 朗

同 吉 川 健 司

## 1 請求の要旨

福井県警は、平成22年2月10日、平成16年度から平成21年8月末までの間に、約1560万円の不正経理があったとする内部調査結果を発表した。これを伝える翌2月11日のマスコミの報道は、福井県民には大きな衝撃であった。

福井県警は発表に続き、2月19日、そのホームページに「経理処理問題に関する自主調査結果の概要」（添付書類）を掲載したが、以下、その概要を参照しながら今般の住民監査請求の要旨を述べる。

### (1) 「不適正な経理処理」という名の違法不当な支出

概要は、違法不当な支出を「不適正な経理処理」と称している。

しかし、その内容は、会計手続に則らない予算の流用であって、違法不当支出であることは言うまでもない。

しかも、平成16年度から平成21年（8月末）までの間に、①「預け金」、②「一括払」、③「差替え」、④「翌年度納入」、⑤「前年度納入」、⑥「先払い」、⑦「契約前納入」のそれぞれの態様ごとに、県費及び国費を合計して、

①467万7000円、②173万2000円、③57万2000円、④559万2000円、⑤13万9000円、⑥51万2000円、⑦242万4000円で、合計1564万9000円にのぼっており（概要が千円未満を四捨五入して計算しているため合計値が合わない）、庶民の感覚からすれば、極めて多額の違法不当支出（以下、「本件違法不当支出」という）であり、福井県にとっての損害である。

## **(2) 職員による返還の総額270万円の根拠に疑問**

本件違法不当支出の合計額が、前記のとおり、1564万9000円（425件）であるにもかかわらず、職員による返還の総額は、270万円程度とされている（利息、加算金、調査経費などを含む、概要4頁参照）。

その根拠として、概要4頁は、「基本的考え方」として、「県の返還基準」、「公金の支出として不適当な物品の取得額全額」などを掲げている。

しかし、これらに限定する根拠は明らかではなく、到底納得できるものではない。

また「県費及び国費関係のいずれにおいても私的流用はなし」と殊更にことわっているが、その具体的根拠は何ら示されておらず、納得できるはずもない。

## **(3) 福井県カラ出張返還訴訟差し戻し審判決における損害額の判断**

平成18年12月27日、福井地方裁判所小林克美裁判長は、平成9年に発覚した福井県のカラ出張問題で、「公務遂行上の経費」を理由に返還されなかった部分、即ち「公費への流用」について次のように言い渡した（平成16年（行ウ）第12号損害賠償請求（差戻）事件）。

「公務遂行上の経費に充てれば損害がないとすれば、法や地方財政法などが経費支出に関してさまざまな規制を設けているのにこれらを容易に潜脱できることになってしまい、地方財政の健全性確保の要請に真っ向から反することになり不当である。」

まさに卓見であり、私的流用の有無にかかわらず、流用が違法であることに

疑問の余地はなく、それだけの損害を福井県に与えたことも事実なのであるから、速やかに損害の回復の措置が採られるべきである。

#### **(4) 福井県が「公費流用」を曖昧にした顛末**

市民オンブズマン福井（会員）が、県カラ出張の訴訟を提起したのは、訴訟を契機に、福井県においても、他県と同様に、県当局が「公費流用」による損害を認めて反省し、自ら抜本的解決を図るであろうことを期待したものであった。

ところが、福井県は、一貫して「公費流用」の返還を拒んできた。

その福井県において、同じことが繰り返されたのは、むしろ必然であった。

平成15年度から平成21年（8月）までの間に総額4億8300万円にのぼる国庫補助などを不適切に使用していたとされる不正問題がそれである。

福井県警においても、本件違法不当支出を問題の抜本的解決の契機としなければ、同じ轍を踏むのは自明の理である。

#### **(5) 福井県警の自主調査は不十分である**

今回の福井県警の自主調査の対象項目は需用費（消耗品費、印刷製本費）のみであり、他県の県警（千葉、神奈川）で調査した賃金、旅費、役務費及び備品購入費などは調査対象外であり不十分である。

その不十分な調査における返還額も不十分なままであるとなれば、調査の経費と労力も限りなく無駄に近づくものとなる。

#### **(6) 福井県警不正経理返還額を見直すように求める**

以上のとおり、本件違法不当支出金1564万9000円は、その全てが福井県の被った損害であって、これは返還されるべきであり、職員による返還総額を270万円に限定することは、不正の発生原因と県警自らあげている「公金を取り扱う職員の意識」、「内部チェック機能」、「予算執行上、制度上」の問題点を何一つ解決せずに禍根となるのは必至であり、看過することはできないと考える。

よって、監査委員におかれては、厳正な態度をもって調査された上で、福井県警察本部長及び各支出権限者に対し、本件違法不当支出金の全額を返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるものである。

## 2 請求者及び代理人

別紙「請求人目録」及び「代理人目録」記載のとおり

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

### 添 付 書 類

(事実証明書)

- 1 経理処理問題に関する自主調査結果の概要（平成22年2月10日福井県警察）
- 2 県警不正経理1560万円を報じた新聞記事（平成22年2月11日福井新聞）

(代理関係)

- 1 委任状 5通

請 求 人 目 録 (略)

代 理 人 目 録 (略)